

令02原機(峠)152
令和3年3月2日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更

I. 変更の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

II. 変更の理由

1. 人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の主要事業をより一層効果的かつ効率的に展開していくことを目的にした組織改正を行うことに伴い、保安組織を変更するため。
2. 品質マネジメント活動に用いる品質マネジメントシステム文書のうち、品質マネジメント計画書及びセンターの二次文書の制定・改廃に関する事項を審議する会議体を変更するため。
3. 管理区域において作業員の被ばく管理上特に立入りを制限して管理すべき区域の設定に関する基準値を明確にするため。
4. 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11に定める記録及び使用規則第2条の3に定める使用前検査の記録に規定された事項を適切に作成し保存していくことを記録事項等において明確にするため。
5. その他記載の適正化を図るため。

III. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</p> <p>(7) 所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>(8) 副所長（技術担当）は、<u>計画管理室長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(9) 副所長（事務担当）は、<u>総務課長及び安全管理課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(10) <u>環境保全技術開発部長</u>は、<u>施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(11) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（<u>設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。</u>）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに<u>環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務</u>を行う</p> <p>(12) <u>設備処理課長</u>は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（<u>施設管理課長の所掌する業務を除く。</u>）<u>並びに設備の解体に係る業務</u>を行う。</p> <p>(13) <u>処理技術開発課長</u>は、核燃料物質等の分析に係る業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</p> <p>(7) 所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>(8) 副所長（技術担当）は、<u>安全管理課長及び保安・技術管理課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(9) 副所長（事務担当）は、<u>計画管理室長及び調達課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(10) <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、<u>施設管理課長及び廃止措置推進課長</u>の所掌する業務を統括する。</p> <p>(11) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（<u>廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。</u>）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに<u>廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務</u>を行う</p> <p>(12) <u>廃止措置推進課長</u>は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（<u>施設管理課長の所掌する業務を除く。</u>）<u>設備の解体に係る業務及び核燃料物質等の分析に係る業務</u>を行う。</p> <p>(<u>削る</u>)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（号番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い副所長の業務分担を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(14) 計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(15) <u>総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務及び非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</u></p> <p>(16) 調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(17) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、<u>安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 前項第8号から第10号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>(代理者の指定)</p> <p>第6条 所長は、第5条第1項第7号から<u>第17号</u>までに定める各職位が旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(13) 計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。 <u>(削る)</u></p> <p>(14) 調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務<u>並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</u></p> <p>(16) <u>保安・技術管理課長は、非常事態の通報連絡及び体制の整備に係る業務、周辺監視区域の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p>2 前項第8号から第10号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>(代理者の指定)</p> <p>第6条 所長は、第5条第1項第7号から<u>第16号</u>までに定める各職位が旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p>第7条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（号番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い安全管理課長の業務の一部を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（号番号を変更する。）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この規定、人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定及び改廃に参画する。</p> <p>(2) 教育訓練計画の策定に参画する。</p> <p>(3) その他使用施設等に係る監督を行う。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、その所掌する使用施設等に係る保安のため必要と認められた場合、次の各号に掲げる事項を行うことができる。</p> <p>(1) 所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 第5条第1項第8号から第17号までに定める各職位に対して説明を求め、保安のための指示又は勧告を行う。</p> <p>3 核燃料取扱主務者は、所長に対して毎年度1回以上使用施設等に係る保安について、報告する。</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第10条の2 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の改廃に関する事項</p> <p>(3) <u>品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃に関する事項</u></p> <p>(4) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この規定、人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定及び改廃に参画する。</p> <p>(2) 教育訓練計画の策定に参画する。</p> <p>(3) その他使用施設等に係る監督を行う。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、その所掌する使用施設等に係る保安のため必要と認められた場合、次の各号に掲げる事項を行うことができる。</p> <p>(1) 所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 第5条第1項第8号から第16号までに定める各職位に対して説明を求め、保安のための指示又は勧告を行う。</p> <p>3 核燃料取扱主務者は、所長に対して毎年度1回以上使用施設等に係る保安について、報告する。</p> <p>第9条～第10条 (変更なし)</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第10条の2 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の改廃に関する事項</p> <p>(3) センター共通安全作業基準の制定・改廃に関する事項</p> <p>(4) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（号番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由2 品質マネジメント計画書及びセンターの二次文書の制定・改廃に関する事項を審議する会議体を業務品質保証推進委員会に変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(業務品質保証推進委員会) 第11条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 <u>(新規)</u> (2) その他品質マネジメント活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p>第11条の2～第11条の3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>第12条～第20条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保安教育訓練</p> <p>第21条～第22条 (略)</p>	<p>(業務品質保証推進委員会) 第11条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 <u>(2) センターの品質マネジメントシステムに関する文書(二次文書)の制定・改廃</u> (3) その他品質マネジメント活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p>第11条の2～第11条の3 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>第12条～第20条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保安教育訓練</p> <p>第21条～第22条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(号番号を繰り下げる。)</p> <p>・変更の理由2 センターの品質マネジメントシステム文書(二次文書)の制定・改廃に関する事項を審議対象に追加する(品質マネジメント計画書については第3項第1号の規定で審議する。)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の運転管理</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(使用等の計画)</p> <p>第24条 施設管理課長、<u>設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、核燃料物質の使用及び貯蔵並びに放射性廃棄物の保管に関して、年度ごとに使用等の計画を立案し、<u>環境保全技術開発部長</u>の確認を受けて所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の確認を行った場合は、安全管理課長に通知する。</p> <p>3 所長は、第1項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の承認を受ける。</p> <p>4 第1項の使用等の計画を立案する課長は、当該計画において次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(1) 使用等の期間及び使用等の場所</p> <p>(2) 使用等を行う核燃料物質又は放射性廃棄物の種類及び使用等の数量</p> <p>(3) 使用等の目的</p> <p>(4) 使用等の方法（核燃料物質の取扱い後の処置を含む。）及び通常の使用条件と異なる使用等を計画する場合は、その使用等の条件</p> <p>(5) 安全評価及び安全対策</p> <p>5 使用等の計画の内容を変更する場合は、第1項から第4項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りでない。</p> <p>(使用等の報告)</p> <p>第25条 施設管理課長、<u>設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、使用等の計画に基づく核燃料物質の使用等を終了した場合は、使用等の計画ごとに報告書を作成し、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を受けて所長の承認を得る。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の運転管理</p> <p>第23条 (変更なし)</p> <p>(使用等の計画)</p> <p>第24条 施設管理課長及び<u>廃止措置推進課長</u>は、核燃料物質の使用及び貯蔵並びに放射性廃棄物の保管に関して、年度ごとに使用等の計画を立案し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の確認を受けて所長の承認を得る。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の確認を行った場合は、安全管理課長に通知する。</p> <p>3 所長は、第1項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の承認を受ける。</p> <p>4 第1項の使用等の計画を立案する課長は、当該計画において次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(1) 使用等の期間及び使用等の場所</p> <p>(2) 使用等を行う核燃料物質又は放射性廃棄物の種類及び使用等の数量</p> <p>(3) 使用等の目的</p> <p>(4) 使用等の方法（核燃料物質の取扱い後の処置を含む。）及び通常の使用条件と異なる使用等を計画する場合は、その使用等の条件</p> <p>(5) 安全評価及び安全対策</p> <p>5 使用等の計画の内容を変更する場合は、第1項から第4項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りでない。</p> <p>(使用等の報告)</p> <p>第25条 施設管理課長及び<u>廃止措置推進課長</u>は、使用等の計画に基づく核燃料物質の使用等を終了した場合は、使用等の計画ごとに報告書を作成し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を受けて所長の承認を得る。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(核燃料物質の管理)</p> <p>第26条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第27条に定める臨界管理を行う。</p> <p>2 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、使用施設等において核燃料物質の受け払い等を行う場合は、第3表に定める年間予定使用量を超えないことを確認する。</p> <p>3 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は前項の報告を受けた場合は、速やかに所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第27条 施設管理課長は、製錬転換施設及び濃縮工学施設における核燃料物質の使用又は貯蔵に当たっては、第4表に基づく核的制限値を作業場所又は設備・機器に表示するとともに第2項及び第3項の事項を確認し、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理課長は、製錬転換施設の臨界管理が安全に行われるように第4表に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。また、濃縮工学施設における核燃料物質貯蔵施設において製品シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶の受入れや移動を行う場合は、第4表に示す核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、濃縮工学施設の運転中のカスケードの臨界管理が安全に行われるようにカスケードの臨界安全上のインタロックが設定されていること及び第4表に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認を行った場合は、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(過充てん防止)</p> <p>第28条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、ウランを容器に充てんする場合は、その量が第5表に掲げる最大充てん量以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(核燃料物質の管理)</p> <p>第26条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第27条に定める臨界管理を行う。</p> <p>2 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、使用施設等において核燃料物質の受け払い等を行う場合は、第3表に定める年間予定使用量を超えないことを確認する。</p> <p>3 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに廃止措置・技術開発部長に報告する。</p> <p>4 廃止措置・技術開発部長は前項の報告を受けた場合は、速やかに所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第27条 施設管理課長は、製錬転換施設及び濃縮工学施設における核燃料物質の使用又は貯蔵に当たっては、第4表に基づく核的制限値を作業場所又は設備・機器に表示するとともに第2項及び第3項の事項を確認し、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理課長は、製錬転換施設の臨界管理が安全に行われるように第4表に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。また、濃縮工学施設における核燃料物質貯蔵施設において製品シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶の受入れや移動を行う場合は、第4表に示す核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、濃縮工学施設の運転中のカスケードの臨界管理が安全に行われるようにカスケードの臨界安全上のインタロックが設定されていること及び第4表に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認を行った場合は、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(過充てん防止)</p> <p>第28条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、ウランを容器に充てんする場合は、その量が第5表に掲げる最大充てん量以下であることを確認し、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>第29条 (略)</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第30条 施設管理課長は、管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を講じ、核燃料取扱主務者の同意及び環境保全技術開発部長の承認を得た後、給排気設備を停止することができる。</p> <p>(1) 核燃料物質を使用した作業の停止</p> <p>(2) ウランを内包する機器及び配管の密閉</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、その旨を管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>第29条 (変更なし)</p> <p>(給排気設備の管理)</p> <p>第30条 施設管理課長は、管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を講じ、核燃料取扱主務者の同意及び廃止措置・技術開発部長の承認を得た後、給排気設備を停止することができる。</p> <p>(1) 核燃料物質を使用した作業の停止</p> <p>(2) ウランを内包する機器及び配管の密閉</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、その旨を管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第31条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第32条 所長は、使用施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第5-1図から第5-13図に示すとおりとし、<u>環境保全技術開発部長</u>が管理する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、その所掌する管理区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域内の表面密度又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>6 所長は、第2項の管理区域を解除する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>(1) 核燃料物質等の使用を禁止する。</p> <p>(2) 除染等の適切な措置を講じ、線量等が法令に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第33条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれが発生した場合は、その区域を直ちに一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は一時管理区域の出入口その他の必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び安全管理課長と協議し、設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p>4 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第32条 所長は、使用施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第5-1図から第5-13図に示すとおりとし、<u>廃止措置・技術開発部長</u>が管理する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、その所掌する管理区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域内の表面密度又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>6 所長は、第2項の管理区域を解除する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>(1) 核燃料物質等の使用を禁止する。</p> <p>(2) 除染等の適切な措置を講じ、線量等が法令に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第33条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域外において、法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、又は超えるおそれが発生した場合は、その区域を直ちに一時管理区域に設定し、従業員等に周知する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は一時管理区域の出入口その他の必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、一時管理区域の設定及び解除を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び安全管理課長と協議し、設定及び解除を行った場合は、所長に報告する。</p> <p>4 一時管理区域の管理は、管理区域に関する規定を準用する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(立入制限区域)</p> <p>第34条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域のうち被ばく管理上特に立入りを制限する必要のある区域が生じた場合は、その区域を立入制限区域として設定し、立入制限区域の出入口その他必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画するとともに管理区域に立ち入る者に周知する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の立入制限区域を設定及び解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第1項の立入制限区域を元の状態に復帰させる措置を講じる。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、立入制限区域を設定及び解除した場合は、所長に報告する。</p> <p>(飲食・喫煙の禁止)</p> <p>第35条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第36条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として第6図に示す通り設定する。</p> <p>2 <u>総務課長</u>は、前項の周辺監視区域境界に、柵等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>3 <u>総務課長</u>は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理上の人との区分及び放射線業務従事者の指定、解除等)</p> <p>第37条 管理区域に立ち入る者については、放射線防護上、次の各号に掲げるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項第1号に定める放射線業務従事者の指定及び解除を行う。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第1項第2号に定める一時立入者の指名を行う。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、従業員以外の者に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴及び電離放射線健康診断の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p>	<p>(立入制限区域)</p> <p>第34条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域のうち、<u>第6表に定める基準値を超える区域</u>が生じた場合は、その区域を立入制限区域として設定し、立入制限区域の出入口その他必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画するとともに管理区域に立ち入る者に周知する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の立入制限区域を設定及び解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第1項の立入制限区域を元の状態に復帰させる措置を講じる。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、立入制限区域を設定及び解除した場合は、所長に報告する。</p> <p>(飲食・喫煙の禁止)</p> <p>第35条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第36条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として第6図に示す通り設定する。</p> <p>2 <u>保安・技術管理課長</u>は、前項の周辺監視区域境界に、柵等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>3 <u>保安・技術管理課長</u>は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p> <p>(管理上の人との区分及び放射線業務従事者の指定、解除等)</p> <p>第37条 管理区域に立ち入る者については、放射線防護上、次の各号に掲げるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項第1号に定める放射線業務従事者の指定及び解除を行う。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第1項第2号に定める一時立入者の指名を行う。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、従業員以外の者に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴及び電離放射線健康診断の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由3 管区域において作業者の立入りを制限して管理すべき区域の設定に関する基準値を明確にする。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第38条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第37条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。</p> <p>(4) あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(5) 所定の個人線量計を着用させる。</p> <p>(6) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者を立ち合わせる。</p> <p>(7) 管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、前項第7号の測定の結果、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちにその者に対し、必要な検査及び措置を行う。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(物品の持出制限)</p> <p>第39条 各課室長は、管理区域から物品を持ち出そうとする場合は、当該物品の表面密度が第6表の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>第40条 (略)</p>	<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第38条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 第37条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。</p> <p>(4) あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(5) 所定の個人線量計を着用させる。</p> <p>(6) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者を立ち合わせる。</p> <p>(7) 管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第7表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>2 廃止措置・技術開発部長は、前項第7号の測定の結果、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちにその者に対し、必要な検査及び措置を行う。</p> <p>4 廃止措置・技術開発部長は、安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(物品の持出制限)</p> <p>第39条 各課室長は、管理区域から物品を持ち出そうとする場合は、当該物品の表面密度が第7表の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>第40条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第41条 所長は、使用施設等において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。)を次の各号に掲げる線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>(1) 使用規則第8条第1項各号に定める緊急作業に従事させる場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)第7条第1項に定める線量限度とする。</p> <p>(2) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる場合は、線量告示第7条第2項に定める線量限度とする。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、<u>環境保全技術開発部長</u>に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画書を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合、所長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第7表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた<u>環境保全技術開発部長</u>は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第1項各号に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第41条 所長は、使用施設等において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。)を次の各号に掲げる線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>(1) 使用規則第8条第1項各号に定める緊急作業に従事させる場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)第7条第1項に定める線量限度とする。</p> <p>(2) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる場合は、線量告示第7条第2項に定める線量限度とする。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、<u>廃止措置・技術開発部長</u>に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画書を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合、所長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第8表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた<u>廃止措置・技術開発部長</u>は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第1項各号に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>第42条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(線量当量率等の測定等(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第43条 安全管理課長は、<u>第7表</u>に掲げるところに従い、管理区域及び周辺監視区域において、次の各号に掲げる事項について測定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理区域における設備等の表面密度 (2) 管理区域における空気中の放射性物質濃度 (3) 管理区域における空間の線量当量率 (4) 周辺監視区域における空間の線量当量率 <p>2 安全管理課長は、前項第1号から第3号までの測定結果を<u>環境保全技術開発部長</u>に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めめた場合は、直ちに<u>環境保全技術開発部長</u>、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>4 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の報告を受けた場合は、当該管理者に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>5 安全管理課長は前項の措置結果について確認する。</p> <p>(環境放射線モニタリング(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第43条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、センター外における環境放射線モニタリングを<u>第7表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定の結果を評価し、その評価結果を当該統括者に報告するとともに核燃料取扱主務者へ通知する。</p> <p>(床・壁等の除染)</p> <p>第44条 施設管理課長、<u>設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の確認を受けた課長は、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の措置を行った課長は、その結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 第2項の措置を行った課長は、その状況について<u>環境保全技術開発部長</u>に報告する。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(線量当量率等の測定等(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第43条 安全管理課長は、<u>第8表</u>に掲げるところに従い、管理区域及び周辺監視区域において、次の各号に掲げる事項について測定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理区域における設備等の表面密度 (2) 管理区域における空気中の放射性物質濃度 (3) 管理区域における空間の線量当量率 (4) 周辺監視区域における空間の線量当量率 <p>2 安全管理課長は、前項第1号から第3号までの測定結果を<u>廃止措置・技術開発部長</u>に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めめた場合は、直ちに<u>廃止措置・技術開発部長</u>、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の報告を受けた場合は、当該課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>5 安全管理課長は前項の措置結果について確認する。</p> <p>(環境放射線モニタリング(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第43条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、センター外における環境放射線モニタリングを<u>第8表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定の結果を評価し、その評価結果を当該統括者に報告するとともに核燃料取扱主務者へ通知する。</p> <p>(床・壁等の除染)</p> <p>第44条 施設管理課長<u>及び廃止措置推進課長</u>は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 前項の確認を受けた課長は、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 前項の措置を行った課長は、その結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 第2項の措置を行った課長は、その状況について<u>廃止措置・技術開発部長</u>に報告する。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。))。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。))。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(線量の評価等(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第45条 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第7表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>2 前項の評価結果に異常が認められた放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者は、安全管理課長と協議の上、原因を調査し、必要があれば適切な処置を講じる。</p> <p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第46条 安全管理課長は、<u>第8表</u>に掲げる放射線測定器等を第48条の4に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、<u>第8表</u>に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>3 安全管理課長は、<u>第8表</u>に掲げる排気用ダストモニタ及び排気用HFモニタについて代替品と交換した場合は、<u>環境保全技術開発部長</u>に通知する。</p> <p>(防護具の整備等)</p> <p>第47条 施設管理課長、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、管理区域内作業に使用する防護具について、年1回以上点検し、使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>2 前項の点検を行った課長は、その結果を当該統括者に報告する。</p>	<p>(線量の評価等(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第45条 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第8表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>2 前項の評価結果に異常が認められた放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者は、安全管理課長と協議の上、原因を調査し、必要があれば適切な処置を講じる。</p> <p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第46条 安全管理課長は、<u>第9表</u>に掲げる放射線測定器等を第48条の4に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、<u>第9表</u>に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>3 安全管理課長は、<u>第9表</u>に掲げる排気用ダストモニタ及び排気用HFモニタについて代替品と交換した場合は、<u>廃止措置・技術開発部長</u>に通知する。</p> <p>(防護具の整備等)</p> <p>第47条 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、管理区域内作業に使用する防護具について、年1回以上点検し、使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>2 前項の点検を行った課長は、その結果を当該統括者に報告する。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 8 章 保守管理</p> <p>第 4 8 条 (略)</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第 4 8 条の 2 施設管理課長、<u>設備処理課長</u>及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要度の高い設備・機器について、定量的な目標を策定する。</p> <p>2 施設管理課長、<u>設備処理課長</u>及び安全管理課長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 保守管理</p> <p>第 4 8 条 (変更なし)</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第 4 8 条の 2 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要度の高い設備・機器について、定量的な目標を策定する。</p> <p>2 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第48条の3 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、第48条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項」及び「使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</p> <p>3 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、使用技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</p> <p>4 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</p>	<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第48条の3 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、第48条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項」及び「使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</p> <p>3 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、使用技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</p> <p>4 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(保全活動の実施) 第48条の4 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第48条の5 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を施設管理に関する定期的な検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(巡視) 第48条の6 施設管理課長及び安全管理課長は、<u>第9表</u>に示す設備等のうち、所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</p> <p>第49条～第49条の3 (略)</p> <p>(保守及び改造の実施) 第50条 施設管理課長、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。 2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主務者の同意を得て、所長の承認を得る。 3 第1項の保守及び改造作業を行う課長は、第1項において保守及び改造作業内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に關わる場合には、核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行う。</p> <p>第51条～第51条の4 (略)</p>	<p>(保全活動の実施) 第48条の4 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第48条の5 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を施設管理に関する定期的な検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(巡視) 第48条の6 施設管理課長及び安全管理課長は、<u>第10表</u>に示す設備等のうち、所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</p> <p>第49条～第49条の3 (変更なし)</p> <p>(保守及び改造の実施) 第50条 施設管理課長、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。 2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主務者の同意を得て、所長の承認を得る。 3 第1項の保守及び改造作業を行う課長は、第1項において保守及び改造作業内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に關わる場合には、核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行う。</p> <p>第51条～第51条の4 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第9章 核燃料物質等の管理</p> <p>(センター外からの搬入)</p> <p>第52条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、センター外から管理区域へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、<u>環境保全技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び<u>処理技術開発課長</u>は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が<u>第10表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び<u>処理技術開発課長</u>は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>環境保全技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第53条 施設管理課長、<u>設備処理課長</u>及び<u>処理技術開発課長</u>は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を管理区域から搬出して周辺監視区域内(施設敷地内を除く。)(以下「周辺監視区域内」という。)で運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)する場合は、あらかじめ使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、<u>環境保全技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第10表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>環境保全技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等(分析試料を除く。)の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 安全管理課長は、分析試料を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、運搬前に使用規則第2条の11の10に規定されている措置及び第3項に定める事項を確認した上で運搬する。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 核燃料物質等の管理</p> <p>(センター外からの搬入)</p> <p>第52条 施設管理課長及び<u>廃止措置推進課長</u>は、センター外から管理区域へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び<u>廃止措置推進課長</u>は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が<u>第11表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び<u>廃止措置推進課長</u>は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第53条 施設管理課長<u>及び廃止措置推進課長</u>は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を管理区域から搬出して周辺監視区域内(施設敷地内を除く。)(以下「周辺監視区域内」という。)で運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)する場合は、あらかじめ使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第11表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等(分析試料を除く。)の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 安全管理課長は、分析試料を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、運搬前に使用規則第2条の11の10に規定されている措置及び第3項に定める事項を確認した上で運搬する。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(施設敷地内における運搬)</p> <p>第54条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出して施設敷地内で運搬する場合は、あらかじめ使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意を得る。<u>ただし、分析試料については核燃料取扱主務者の同意を不要とする。</u></p> <p>2 前項の運搬を行う課長は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を施設敷地内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における運搬)</p> <p>第54条の2 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等を管理区域内で運搬する場合は、臨界に達しない措置その他保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>(センター外への運搬)</p> <p>第55条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出してセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)に規定されている措置を講じるための搬出計画を作成し、<u>環境保全技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び処理技術開発課長は核燃料物質等をセンター外へ運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>環境保全技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、<u>環境保全技術開発部長</u>の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>(施設敷地内における運搬)</p> <p>第54条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出して施設敷地内で運搬する場合は、あらかじめ使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬を行う課長は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を施設敷地内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第11表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における運搬)</p> <p>第54条の2 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、核燃料物質等を管理区域内で運搬する場合は、臨界に達しない措置その他保安のために必要な措置を講じる。</p> <p>(センター外への運搬)</p> <p>第55条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出してセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)に規定されている措置を講じるための搬出計画を作成し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び廃止措置推進課長は核燃料物質等をセンター外へ運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第11表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、第2項及び第3項の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(分析資料の運搬については前条第6項で実施する事項であるため但し書きを削る。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(管理区域内における保管・管理)</p> <p>第56条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再使用品 (2) 放射能濃度確認対象物（第63条の2第3項第3号に掲げるものは除く。） (3) 使用を終了し維持管理中の設備・機器 (4) 解体撤去しドラム缶等に収納した機器類 <p>2 安全管理課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物のうち、分析試料については、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>3 前二項の核燃料物質によって汚染された物を保管する課長は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置 <p>4 第1項第4号の解体撤去しドラム缶等に収納した機器類を保管する課長は、当該ドラム缶等を複数段積する場合、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p>第57条 理事長は、核燃料物質の安全な使用及び貯蔵に関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 所長は、前項の管理基準に基づいてセンターにおける核燃料物質の取扱いに関する管理の方法を策定する。</p> <p>3 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、前項で策定した管理の方法に基づいて核燃料物質の取扱いを行う。</p>	<p>(管理区域内における保管・管理)</p> <p>第56条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再使用品 (2) 放射能濃度確認対象物（第63条の2第3項第3号に掲げるものは除く。） (3) 使用を終了し維持管理中の設備・機器 (4) 解体撤去しドラム缶等に収納した機器類 <p>2 安全管理課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物のうち、分析試料については、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>3 前二項の核燃料物質によって汚染された物を保管する課長は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置 <p>4 第1項第4号の解体撤去しドラム缶等に収納した機器類を保管する課長は、当該ドラム缶等を複数段積する場合、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p>第57条 理事長は、核燃料物質の安全な使用及び貯蔵に関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 所長は、前項の管理基準に基づいてセンターにおける核燃料物質の取扱いに関する管理の方法を策定する。</p> <p>3 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、前項で策定した管理の方法に基づいて核燃料物質の取扱いを行う。</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p>第57条の2 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理を必要とする核燃料物質については、第4表に基づいて臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>(2) 第5表に示す容器に封入されていることを確認する。封入に当たっては、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(3) 第11表に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(4) 前号の貯蔵において複数段積する場合は、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(5) 第11表に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(6) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>(7) 貯蔵施設に施錠する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p>	<p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p>第57条の2 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理を必要とする核燃料物質については、第4表に基づいて臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>(2) 第5表に示す容器に封入されていることを確認する。封入に当たっては、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(3) 第12表に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(4) 前号の貯蔵において複数段積する場合は、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(5) 第12表に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(6) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>(7) 貯蔵施設に施錠する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 10 章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理 (測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第 5 8 条 <u>環境保全技術開発部長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 <u>環境保全技術開発部長</u>は、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は、管理区域で発生する気体状の放射性廃棄物 (以下「放射性気体廃棄物」という。)を廃棄する場合は、排気設備により処理し、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度が第 1 2 表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気口において、排気中の放射性物質の濃度を排気モニタにより監視するとともに第 1 2 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに<u>環境保全技術開発部長</u>、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第 5 9 条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び安全管理課長は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物 (以下「廃棄物の仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の容器への収納 (大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。)</p> <p>(2) 防火に必要な措置 (所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。)</p> <p>2 前項の廃棄物の仕掛品を保管する課長は、第 5 - 1 図及び第 5 - 4 図に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理 (測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第 5 8 条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域で発生する気体状の放射性廃棄物 (以下「放射性気体廃棄物」という。)を廃棄する場合は、排気設備により処理し、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度が第 1 3 表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気口において、排気中の放射性物質の濃度を排気モニタにより監視するとともに第 1 2 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに<u>廃止措置・技術開発部長</u>、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第 5 9 条 <u>施設管理課長</u>、<u>廃止措置推進課長</u>及び安全管理課長は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物 (以下「廃棄物の仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の容器への収納 (大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。)</p> <p>(2) 防火に必要な措置 (所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。)</p> <p>2 前項の廃棄物の仕掛品を保管する課長は、第 5 - 1 図及び第 5 - 4 図に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る (表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由 1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由 1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p>(放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第60条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、管理区域で発生する液体状の放射性廃棄物(以下「放射性液体廃棄物」という。)を次の各号に掲げる方法により措置する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物は、水溶液と有機溶液とに区分して処理する。</p> <p>(2) 水溶液は、排水貯槽に貯留する。</p> <p>(3) 有機溶液は、使用規則第2条の11の12に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、廃油貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項第2号の水溶液(以下「排水」という。)を施設の排水貯槽から放流水槽へ排出する場合は、排水中の放射性物質の濃度の3ヶ月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、さらに、当該施設の排水貯槽からの排水中の放射性物質の濃度が、<u>第12表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の管理のため<u>第12表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、同表に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがある場合は、環境保全技術開発部長へ処理及び希釈等によりその値以下になるよう適切な措置を講じさせる。</p> <p>6 環境保全技術開発部長は、発生元施設において放射性液体廃棄物のうち、有機溶液の内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>7 環境保全技術開発部長は、前項の作業に当たっては汚染の広がりを防止する等の必要な措置を講じる。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第60条 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、管理区域で発生する液体状の放射性廃棄物(以下「放射性液体廃棄物」という。)を次の各号に掲げる方法により措置する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物は、水溶液と有機溶液とに区分して処理する。</p> <p>(2) 水溶液は、排水貯槽に貯留する。</p> <p>(3) 有機溶液は、使用規則第2条の11の12に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、廃油貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項第2号の水溶液(以下「排水」という。)を施設の排水貯槽から放流水槽へ排出する場合は、排水中の放射性物質の濃度の3ヶ月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>4 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、さらに、当該施設の排水貯槽からの排水中の放射性物質の濃度が、<u>第13表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の管理のため<u>第13表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、同表に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがある場合は、<u>廃止措置・技術開発部長</u>へ処理及び希釈等によりその値以下になるよう適切な措置を講じさせる。</p> <p>6 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、発生元施設において放射性液体廃棄物のうち、有機溶液の内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>7 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、前項の作業に当たっては汚染の広がりを防止する等の必要な措置を講じる。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第61条 環境保全技術開発部長は、発生した固体状の放射性廃棄物（以下「放射性固体廃棄物」という。）を次の各号に掲げる方法により措置する。</p> <p>(1) 可燃性、難燃性及び不燃性に区分して管理する。</p> <p>(2) 専用の容器に封入する。大型機器等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合においては、汚染の広がり及び防火に必要な措置を講じる。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、放射性固体廃棄物を保管する場合は、使用規則第2条の11の12に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、製錬転換施設から発生した放射性固体廃棄物については、使用規則第2条の11の12に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、製錬転換施設廃棄物置場に一時保管することができる。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、第2項及び前項の放射性固体廃棄物を保管する場合は、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示する。また、廃棄物貯蔵庫に保管する場合は、放射性固体廃棄物の表面線量当量率が次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。</p> <p>(1) 第1から第9廃棄物貯蔵庫に受け入れる場合は、$0.2\mu\text{Sv/h}$以下であること。</p> <p>(2) 第10から第14廃棄物貯蔵庫に受け入れる場合は、$10\mu\text{Sv/h}$以下であること。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項の保管又は第3項の一時保管において複数段積する場合は、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>6 環境保全技術開発部長は、発生元施設において放射性固体廃棄物の内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>7 環境保全技術開発部長は、前項の作業に当たっては汚染の広がりを防止する等の必要な措置を講じる。</p> <p>8 施設管理課長は、廃棄物貯蔵庫又は製錬転換施設廃棄物置場の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>第62条 (略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第61条 廃止措置・技術開発部長は、発生した固体状の放射性廃棄物（以下「放射性固体廃棄物」という。）を次の各号に掲げる方法により措置する。</p> <p>(1) 可燃性、難燃性及び不燃性に区分して管理する。</p> <p>(2) 専用の容器に封入する。大型機器等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合においては、汚染の広がり及び防火に必要な措置を講じる。</p> <p>2 廃止措置・技術開発部長は、放射性固体廃棄物を保管する場合は、使用規則第2条の11の12に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、製錬転換施設から発生した放射性固体廃棄物については、使用規則第2条の11の12に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、製錬転換施設廃棄物置場に一時保管することができる。</p> <p>4 廃止措置・技術開発部長は、第2項及び前項の放射性固体廃棄物を保管する場合は、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示する。また、廃棄物貯蔵庫に保管する場合は、放射性固体廃棄物の表面線量当量率が次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。</p> <p>(1) 第1から第9廃棄物貯蔵庫に受け入れる場合は、$0.2\mu\text{Sv/h}$以下であること。</p> <p>(2) 第10から第14廃棄物貯蔵庫に受け入れる場合は、$10\mu\text{Sv/h}$以下であること。</p> <p>5 廃止措置・技術開発部長は、第2項の保管又は第3項の一時保管において複数段積する場合は、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>6 廃止措置・技術開発部長は、発生元施設において放射性固体廃棄物の内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>7 廃止措置・技術開発部長は、前項の作業に当たっては汚染の広がりを防止する等の必要な措置を講じる。</p> <p>8 施設管理課長は、廃棄物貯蔵庫又は製錬転換施設廃棄物置場の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> <p>第62条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第63条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、<u>環境保全技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第10表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>環境保全技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>環境保全技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認められた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、施設敷地内において放射性廃棄物を運搬する場合は、第1項から第5項までの規定によらず、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が<u>第10表</u>に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(放射能濃度確認対象物の管理)</p> <p>第63条の2 設備処理課長は、法律第61条の2第2項に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法により、放射能濃度確認対象物（同法同条同項に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書において放射能濃度確認対象物の種類として記載したもの。）の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>2 設備処理課長は、前項の測定及び評価の結果を評価単位ごとに、<u>環境保全技術開発部長</u>に報告する。</p> <p>3 設備処理課長は、次の各号に掲げる区分ごとに、遠心機・部品保管室内に放射能濃度確認対象物を保管する場所を定め、混在防止の措置を講じる。</p> <p>(1) 放射能濃度の測定及び評価前の放射能濃度確認対象物</p> <p>(2) 放射能濃度の測定及び評価後の放射能濃度確認対象物（法律第61条の2第1項に基づき放射能濃度の確認を受ける確認対象物）</p> <p>(3) 法律第61条の2第1項に基づき放射能濃度の確認を受けた放射能濃度確認対象物</p> <p>4 設備処理課長は、前項の放射能濃度確認対象物の保管に当たっては異物混入及び汚染の防止に係る必要な措置を講じる。</p>	<p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第63条 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第11表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、<u>廃止措置・技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告し、<u>廃止措置・技術開発部長</u>の指示に従う。</p> <p>5 <u>廃止措置・技術開発部長</u>は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認められた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 施設管理課長及び廃止措置推進課長は、施設敷地内において放射性廃棄物を運搬する場合は、第1項から第5項までの規定によらず、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が<u>第11表</u>に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(放射能濃度確認対象物の管理)</p> <p>第63条の2 廃止措置推進課長は、法律第61条の2第2項に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法により、放射能濃度確認対象物（同法同条同項に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書において放射能濃度確認対象物の種類として記載したもの。）の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>2 廃止措置推進課長は、前項の測定及び評価の結果を評価単位ごとに、<u>廃止措置・技術開発部長</u>に報告する。</p> <p>3 廃止措置推進課長は、次の各号に掲げる区分ごとに、遠心機・部品保管室内に放射能濃度確認対象物を保管する場所を定め、混在防止の措置を講じる。</p> <p>(1) 放射能濃度の測定及び評価前の放射能濃度確認対象物</p> <p>(2) 放射能濃度の測定及び評価後の放射能濃度確認対象物（法律第61条の2第1項に基づき放射能濃度の確認を受ける確認対象物）</p> <p>(3) 法律第61条の2第1項に基づき放射能濃度の確認を受けた放射能濃度確認対象物</p> <p>4 廃止措置推進課長は、前項の放射能濃度確認対象物の保管に当たっては異物混入及び汚染の防止に係る必要な措置を講じる。</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p>

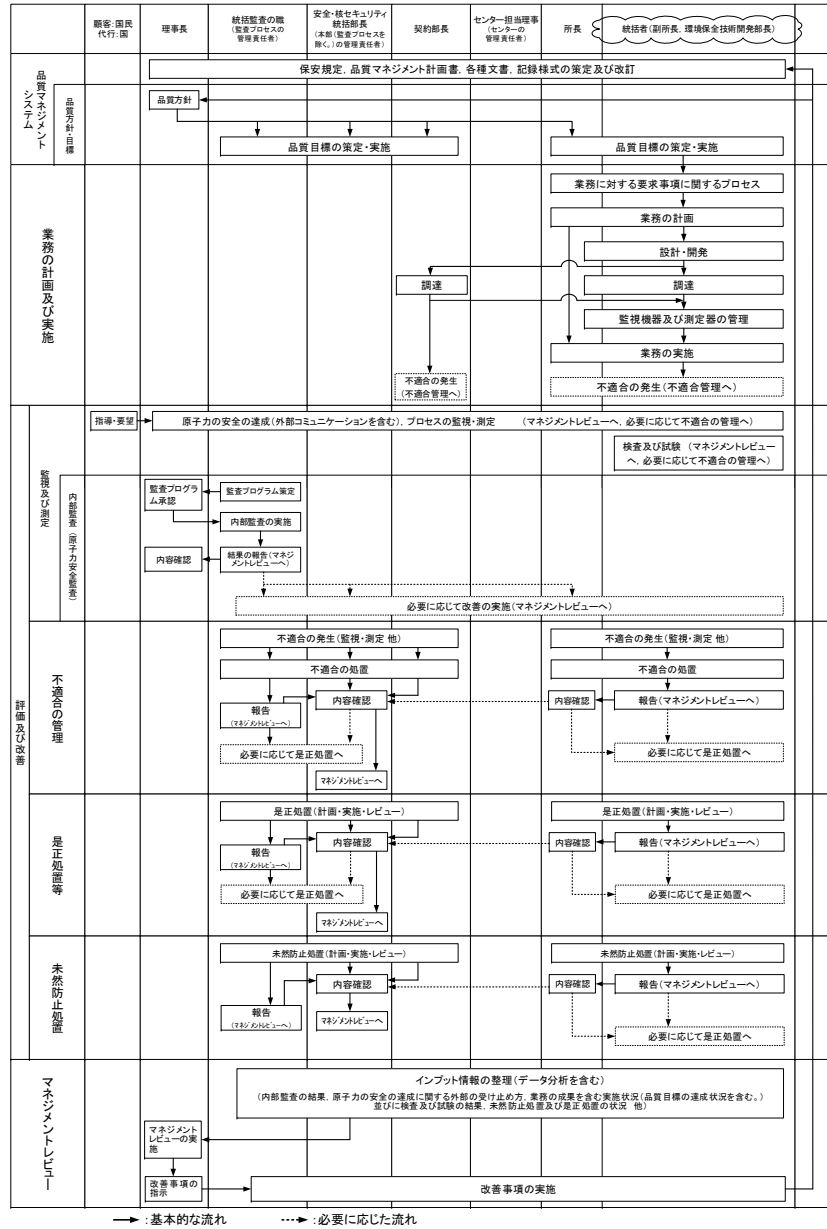
変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 11 章 自衛消防活動</p> <p>(自衛消防活動)</p> <p>第 6 3 条の 3 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを 2 台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、第 4 8 条の 6 で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第 2 項第 2 号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 総務課長は、第 2 項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第 3 項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第 5 項及び第 6 項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 11 章 自衛消防活動</p> <p>(自衛消防活動)</p> <p>第 6 3 条の 3 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 保安・技術管理課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを 2 台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、第 4 8 条の 6 で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第 2 項第 2 号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 保安・技術管理課長は、第 2 項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第 3 項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第 5 項及び第 6 項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 12 章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第 6 4 条～第 6 5 条 (略)</p> <p>(非常事態の通報)</p> <p>第 6 6 条 非常事態の通報は、第 7 図に従う。</p> <p>2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。</p> <p>3 担当課室長は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には総務課長が当たり、総務課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。</p> <p>4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。</p> <p>5 当該統括者は、第 3 項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び関係課室長（安全管理課長を含む。）に通報する。</p> <p>第 6 6 条の 2～第 7 0 条の 2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 12 章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第 6 4 条～第 6 5 条 (変更なし)</p> <p>(非常事態の通報)</p> <p>第 6 6 条 非常事態の通報は、第 7 図に従う。</p> <p>2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。</p> <p>3 担当課室長は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には保安・技術管理課長が当たり、保安・技術管理課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。</p> <p>4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。</p> <p>5 当該統括者は、第 3 項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び関係課室長（安全管理課長を含む。）に通報する。</p> <p>第 6 6 条の 2～第 7 0 条の 2 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 7 1 条 第 1 3 表に掲げるところに従い、記録責任者はそれぞれの事項を記録し、同表に定める期間中、これを保存する。 2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第 1 2 条の「4.2.4 記録の管理」に定める記録の管理の方法に基づき適正に作成し、保存する。</p> <p>(記録の確認) 第 7 2 条 核燃料取扱主務者は、第 1 3 表に掲げる記録のうち、当該使用施設の保安の監督を行うために必要な記録を確認する。</p> <p>(報 告) 第 7 3 条 統括者は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに核燃料取扱主務者及び所長に報告する。 (1) 使用規則第 6 条の 1 0 に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 (2) 放射性気体廃棄物について第 1 2 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性液体廃棄物について第 1 2 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を直ちに理事長に報告する。 3 所長は、前項の報告後、使用規則第 6 条の 1 0 に定める事象については速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他必要な事項</p>	<p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 7 1 条 第 1 4 表に掲げるところに従い、記録責任者はそれぞれの事項を記録し、同表に定める期間中、これを保存する。 2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、第 1 2 条の「4.2.4 記録の管理」に定める記録の管理の方法に基づき適正に作成し、保存する。</p> <p>(記録の確認) 第 7 2 条 核燃料取扱主務者は、第 1 4 表に掲げる記録のうち、当該使用施設の保安の監督を行うために必要な記録を確認する。</p> <p>(報 告) 第 7 3 条 統括者は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに核燃料取扱主務者及び所長に報告する。 (1) 使用規則第 6 条の 1 0 に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 (2) 放射性気体廃棄物について第 1 3 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性液体廃棄物について第 1 3 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を直ちに理事長に報告する。 3 所長は、前項の報告後、使用規則第 6 条の 1 0 に定める事象については速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他必要な事項</p>	<p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p>

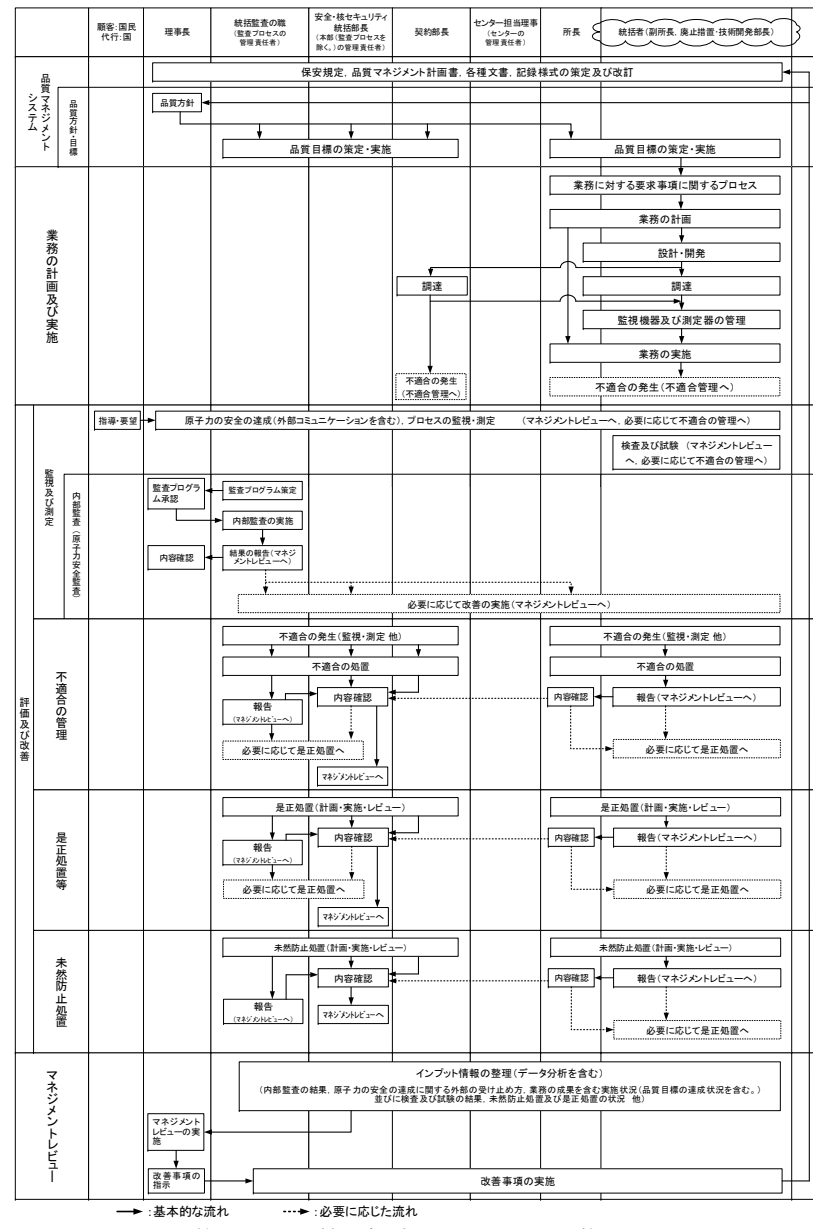
変更前	変更後	変更の理由
<p>第1図 保安に関する組織</p>	<p>第1図 保安に関する組織</p>	<p>・変更の理由 1 組織改正に伴い副所長の業務分担を変更する。</p> <p>・変更の理由 1 組織改正に伴い総務課長の業務を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由 1 組織改正に伴い安全管理課長の業務の一部を保安・技術管理課長の業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由 1 組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。</p> <p>・変更の理由 1 組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。</p>

変更前



第2図 品質マネジメントシステム体系図

変更後



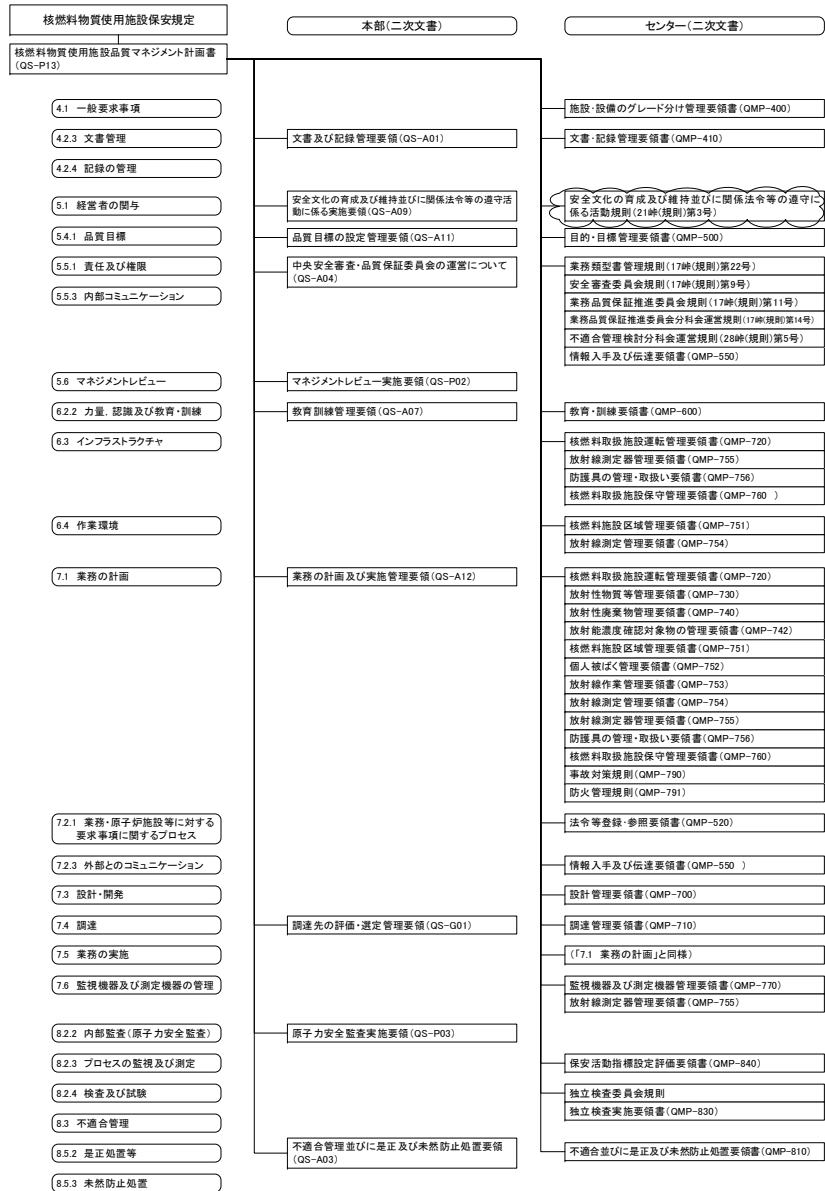
第2図 品質マネジメントシステム体系図

変更の理由

変更の理由1
組織改正に伴い環境保全技術開発部長の職位名を変更する。

変更前	変更後	変更の理由
<p>第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (略)</p>	<p>第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (変更なし)</p>	

変更前



第4図 品質マネジメントシステム文書体系

変更後



第4図 品質マネジメントシステム文書体系

変更の理由

・変更の理由5
記載の適正化を図る(センターの二次文書の一部について、文書番号の変更及び文書番号の明確化を図るとともに、品質マネジメント活動に用いる文書を追加する。)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
第5-1図 製錬転換施設管理区域（1階及び中2階）（略）	第5-1図 製錬転換施設管理区域（1階及び中2階）（変更なし）	
第5-2図 製錬転換施設管理区域（2階）（略）	第5-2図 製錬転換施設管理区域（2階）（変更なし）	
第5-3図 製錬転換施設管理区域（3階）（略）	第5-3図 製錬転換施設管理区域（3階）（変更なし）	
第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）（略）	第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）（変更なし）	
第5-5図 濃縮工学施設主棟管理区域（2階）（略）	第5-5図 濃縮工学施設主棟管理区域（2階）（変更なし）	
第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域（略）	第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域（変更なし）	
第5-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域（略）	第5-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域（変更なし）	
第5-8図 濃縮工学施設廃水处理棟管理区域（1階）（略）	第5-8図 濃縮工学施設廃水处理棟管理区域（1階）（変更なし）	
第5-9図 濃縮工学施設廃水处理棟管理区域（2階）（略）	第5-9図 濃縮工学施設廃水处理棟管理区域（2階）（変更なし）	
第5-10図 廃棄物処理施設管理区域（第1～第14廃棄物貯蔵庫）（略）	第5-10図 廃棄物処理施設管理区域（第1～第14廃棄物貯蔵庫）（変更なし）	
第5-11図 廃棄物処理施設管理区域（第1及び第2廃油貯蔵庫）（略）	第5-11図 廃棄物処理施設管理区域（第1及び第2廃油貯蔵庫）（変更なし）	
第5-12図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設1階）（略）	第5-12図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設1階）（変更なし）	
第5-13図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設2階）（略）	第5-13図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設2階）（変更なし）	
第6図 周辺監視区域（略）	第6図 周辺監視区域（変更なし）	
第7図 通報連絡体制図（略）	第7図 通報連絡体制図（変更なし）	

変更前	変更後	変更の理由														
<p>第1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第2表 緊急作業に係る教育訓練（第21条及び第22条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第3表 年間予定使用量（第26条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第4表 臨界管理に係る核的制限値（第27条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第5表 核燃料物質の容器及び最大充てん量（第28条及び第57条の2関係）</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>第6表 身体の汚染検査及び物品の持ち出し等に関する基準値 (第38条及び第39条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第2表 緊急作業に係る教育訓練（第21条及び第22条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第3表 年間予定使用量（第26条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第4表 臨界管理に係る核的制限値（第27条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第5表 核燃料物質の容器及び最大充てん量（第28条及び第57条の2関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第6表 立入制限区域の設定基準（第34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="974 866 1832 1189"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">線量当量率</td> <td>1 mSv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>40 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）</td> <td>線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7表 身体の汚染検査及び物品の持ち出し等に関する基準値 (第38条及び第39条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	項 目		基準値	線量当量率		1 mSv/h	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm ²	空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）		線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値	<p>変更の理由3 管理区域において作業者の立入りを制限して管理すべき区域の設定に関する基準値を明確にする。</p> <p>変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号を変更する。）。</p>
項 目		基準値														
線量当量率		1 mSv/h														
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq/cm ²														
	アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm ²														
空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）		線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値														

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>第7表</u> 線量当量率等の測定等 (第41条, 第43条, 第43条の2及び第45条関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第8表</u> 線量当量率等の測定等 (第41条, 第43条, 第43条の2及び第45条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p>
<p><u>第8表</u> 放射線測定器等(第46条及び第49条関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第9表</u> 放射線測定器等(第46条及び第49条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p>
<p><u>第9表</u> 巡視を行う設備等(第48条の6関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第10表</u> 巡視を行う設備等(第48条の6関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p>
<p><u>第10表</u> 放射性廃棄物を含む核燃料物質等の搬出入に関する基準値 (第52条, 第53条, 第54条, 第55条及び第63条関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第11表</u> 放射性廃棄物を含む核燃料物質等の搬出入に関する基準値 (第52条, 第53条, 第54条, 第55条及び第63条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p>
<p><u>第11表</u> 核燃料物質の最大貯蔵量(第57条の2関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第12表</u> 核燃料物質の最大貯蔵量(第57条の2関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p>
<p><u>第12表</u> 気体廃棄物及び液体廃棄物に係る放出管理目標値等 (第58条及び第60条関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第13表</u> 気体廃棄物及び液体廃棄物に係る放出管理目標値等 (第58条及び第60条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(表番号を変更する。)</p>

変更前

第13表 記録 (第71条及び第72条関係)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1 使用施設等の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の記録	(略)	(略)	(略)
ロ 規則第2条の11の7第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第48条の4)	(略)	施設管理課長 設備処理課長	(略)
ハ 規則第2条の11の7第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第48条の5)	(略)	処理技術開発課長 安全管理課長	(略)
2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(略)	(略)	(略)
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第58条及び第60条)	(略)	(略)	(略)
ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イに規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第43条)	(略)	(略)	(略)
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第45条)	(略)	(略)	(略)
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第45条)	(略)	(略)	(略)
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第41条及び第45条)	(略)	(略)	(略)
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第45条)	(略)	(略)	(略)

変更後

第14表 記録 (第71条及び第72条関係)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1 使用施設等の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の記録	(変更なし)	(略)	(変更なし)
ロ 使用規則第2条の11の7第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第48条の4)	(変更なし)	施設管理課長 廃止措置推進課長 (削る)	(変更なし)
ハ 使用規則第2条の11の7第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第48条の5)	(変更なし)	安全管理課長	(変更なし)
2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(変更なし)	(略)	(略)
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第58条及び第60条)	(変更なし)	(略)	(略)
ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イに規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第43条)	(変更なし)	(略)	(略)
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第45条)	(変更なし)	(略)	(略)
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第45条)	(変更なし)	(略)	(略)
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第41条及び第45条)	(変更なし)	(略)	(略)
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第45条)	(変更なし)	(略)	(略)

変更の理由

・変更の理由5
記載の適正化を図る(表番号を変更する。)
・変更の理由1
組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前

第13表 記録(第71条及び第72条関係) (続き)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
2 放射線管理記録(続き) チ センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路(第52条及び第55条)	(略)	施設管理課長 処理技術開発課長	(略)
リ 廃棄施設に保管廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時, 場所及び方法(第60条及び第61条)	(略)	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長	(略)
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には, その方法(第60条及び第61条)	(略)		
3 操作記録(安全上重要な施設(使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。)に係るものに限る(ハを除く。))			
イ 使用施設等における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	(略)	施設管理課長	(略)
ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	(略)	安全管理課長	
ハ 警報装置から発せられた警報の内容*1	(略)		
ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	(略)		
4 使用施設の事故記録(第73条)			
イ 事故の発生及び復旧の日時	(略)	施設管理課長 設備処理課長	(略)
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	(略)		
ハ 事故の原因	(略)	処理技術開発課長	
ニ 事故後の処置	(略)	安全管理課長	
5 保安教育の記録(第21条)			
イ 保安教育の実施計画	(略)		
ロ 保安教育の実施日及び項目	(略)	(略)	(略)
ハ 保安教育を受けた者の氏名	(略)		
6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く。)(第12条)	(略)	(略)	(略)
7 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	(略)	設備処理課長	(略)

変更後

第14表 記録(第71条及び第72条関係) (続き)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
2 放射線管理記録(続き) チ センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路(第52条及び第55条)	(変更なし)	施設管理課長 廃止措置推進課長	(変更なし)
リ 廃棄施設に保管廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時, 場所及び方法(第60条及び第61条)	(変更なし)	施設管理課長 廃止措置推進課長 (削る)	(変更なし)
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には, その方法(第60条及び第61条)	(変更なし)		
3 操作記録(安全上重要な施設(使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。)に係るものに限る(ハを除く。))			
イ 使用施設等における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	(変更なし)	施設管理課長	(変更なし)
ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	(変更なし)	安全管理課長	
ハ 警報装置から発せられた警報の内容*1	(変更なし)		
ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	(変更なし)		
4 使用施設の事故記録(第73条)			
イ 事故の発生及び復旧の日時	(変更なし)	施設管理課長 廃止措置推進課長	(変更なし)
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	(変更なし)		
ハ 事故の原因	(変更なし)	(削る)	
ニ 事故後の処置	(変更なし)	安全管理課長	
5 保安教育の記録(第21条)			
イ 保安教育の実施計画	(変更なし)		
ロ 保安教育の実施日及び項目	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
ハ 保安教育を受けた者の氏名	(変更なし)		
6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く。)(第12条)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
7 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	(変更なし)	廃止措置推進課長	(変更なし)

変更の理由

・変更の理由5
記載の適正化を図る(表番号を変更する。)

・変更の理由1
組織改正に伴い設備処理課長及び処理技術開発課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。

変更前

第13表 記録(第71条及び第72条関係)(続き)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
8 放射能濃度の測定及び評価の記録(第63条の2)			
イ 放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所 (新規)	発生の都度		
(新規)			
(新規)			
(新規)			
(新規)			
ロ 評価単位ごとの重量 (新規)	測定の都度		
(新規)		設備処理課長	工場等*2から搬出された後10年間
(新規)			
(新規)			
ハ 評価対象放射性物質の放射能濃度 (新規)	測定の都度		
ニ 放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果	測定の都度		
ホ 放射能濃度の決定に当たり、計算によって放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果	計算の都度		
ヘ 放射能濃度の決定に当たり、放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果	測定の都度		
ト 放射性物質の放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件	測定の都度		
チ 放射線測定装置の点検及び校正の結果	点検又は校正の都度		
リ 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法	保管又は保管場所若しくは保管方法の変更の都度		

変更後

第14表 記録(第71条及び第72条関係)(続き)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録(第63条の2)			
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録			
(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度		
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度		
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度		
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	その都度		
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度		
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度		
ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録			
(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度		
(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度	廃止措置推進課長	工場等*2から搬出された後10年間
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度		
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度		
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度		
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度		
(削る)			
(削る)			
(削る)			
(削る)			
(削る)			
(削る)			

変更の理由

- ・変更の理由5
記載の適正化を図る(表番号を変更する。)
- ・変更の理由4
核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に規定された記録事項を明確にする。
- ・変更の理由1
組織改正に伴い設備処理課長の業務を廃止措置推進課長の業務へ変更する。

変更前

第13表 記録 (第71条及び第72条関係) (続き)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
(新規)			

- * 1 給排気設備, 廃液処理設備, 自動火災報知設備, 放射線管理設備, 排気用 HF モニタ及びエリア用 HF モニタから発せられた警報とする。
- * 2 濃縮工学施設敷地内の部品保管室等の管理区域外の所定の場所 (ストックエリア) とする。

変更後

第14表 記録 (第71条及び第72条関係) (続き)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
9 その他の記録 イ 使用前検査の記録	検査の都度	被検査課長	当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間

- * 1 給排気設備, 廃液処理設備, 自動火災報知設備, 放射線管理設備, 排気用 HF モニタ及びエリア用 HF モニタから発せられた警報とする。
- * 2 濃縮工学施設敷地内の部品保管室等の管理区域外の所定の場所 (ストックエリア) とする。

変更の理由

- ・変更の理由 5
記載の適正化を図る (表番号を変更する。)
- ・変更の理由 4
核燃料物質の使用等に関する規則第2条の3に規定された記録を追加する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>